

宇治田原町お茶の京都交流拠点施設（西ノ山展望広場）の使用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設（西ノ山展望広場）（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設の供用時間）

第2条 施設の供用時間は、午前5時から午後10時とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（施設の使用）

第3条 催事等で施設を使用しようとする者又は観光目的等で大型車両の駐車スペースとして施設の駐車場を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する月の3月か前の1日から使用する日の3日前（宇治田原町の休日を定める条例（平成2年条例第16号）第2条第1項に規定する日を除く。）までに、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設（西ノ山展望広場）使用申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設（西ノ山展望広場）使用承認書（別記第2号様式）を申請者に通知するものとする。

3 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に際し条件を付すことができる。

4 施設の使用承認は、申請書が提出された順序で審査するものとする。ただし、町長が公益上特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用の制限等）

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を拒否し、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 施設の管理運営上支障があると認められたとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に関する使用であると認められたとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (5) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (6) 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。
- (7) この要綱に違反し、又は町長の指示に従わなかったとき。
- (8) 前各号のほか、町長が必要と認めたとき。

（実費徴収）

第5条 施設の使用に際し電気を使用する場合は、申請者から使用電力相当分を実費徴収する。

2 実費徴収する電気料金は、使用日毎に算出するものとし、次の式により算出した額とする。

使用電力量×当該月の電力量料金単価

3 前項により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、算出した額が100円未満であるときは、100円とする。

4 町長は、次の各号に掲げる場合については、電気料金を免除することができる。

- (1) 町又は教育委員会が主催する行事
- (2) 町又は教育委員会が加入する団体が主催する行事
- (3) 町又は教育委員会が公益上必要と認めた行事
- (4) その他町長が特に必要と認めた行事

(納付)

第6条 町長は、前条の規定により電気料金を算出したときは納付書を作成し、申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項に規定する納付書の送付があったときは、指定する期日までに電気料金を納付しなければならない。

(損害賠償等)

第7条 申請者は、故意又は過失により施設又は附属設備を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(事故及び責任)

第8条 施設使用時の事故は、管理上の瑕疵がない限り申請者の責任とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。